

第17回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月13日(木) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室
3. 出席委員 (19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第149号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
- 議案第150号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について(報告)
- 2) 農地対策委員会(B班)報告について
- 3) 営農計画ヒアリングについて

- 4) 令和5年度 農業経営改善計画認定申請者（6月審査分）について
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言をお願いします。引き続き、井上職務代理者の音頭で農業委員会憲章唱和を行います。

職務代理者

こんにちは。10日の未明に北部九州は線状降水帯が何回も発生して、福岡の南のほう、久留米ですかね、それとお隣の唐津市辺りが、土砂崩れ等で災害が起きて、また亡くなられた方もいらっしゃいます。

幸いにしてというか、糸島のほうでは、災害被害が見受けられませんでした。皆さんの農作物の被害はどうだったのでしょうか。ただ、来週になるともう梅雨明けも宣言されるんじゃないかっていうような報道もなされております。

また、7月になりましたので、利用状況調査も予定してあるところもあると思いますが、熱中症に十分気をつけて活動してもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第17回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員の方が出席されておりますので、総会は成立いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆様、御起立をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議長

皆様、改めまして、こんにちは。雨ばかりで、雨がなかったかと思えば、蒸し暑くてどうしようもないあれなんですけど、まあ今日は、職務代理と重なりまして、もう挨拶が本当にもう言われましたので、私はもう言うことがないですけども。

まあ、雨が降って一番喜んだのが、ジャンボタニシで、大分稲も食われております。自分たちのところは、まだ苗がたくさん植わったんでしょうね。それぐらいもう小富士の空調技研の裏なんかは、ほとんど全滅状態で稲がありませんといった状態です。そういった中で、まあ7月10日の総会も延期になりまして、皆様方の都合も悪かったんじゃないかなと思っております。

また、まあ事務局に後で言おうかとは思ってはおりますけれども、初盆参りですね、初盆のある方といいますか、近所なり、されていた推進委員さん等々の、あるならちょっと事務局のほうに言ってもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。奥功委員と古家春利委

員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議長

それでは、まずこの議案の17番については新規就農ということで、就農面談も行っておりますので、先に調査部会の提案と報告をお願いいたします。その後、1番から順番に提案を各担当委員からお願いしたいと思っております。

それでは、第3調査部会長より、三坂委員のほうよりよろしくお願いいたします。

農業委員

議案書の11ページをお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の17番の[]について、提案と面談報告をさせていただきます。

面談資料は、議案書の52ページから57ページです。当初、[]は、全部で7筆の農地について申請をされてあったわけですが、調査部会での現地調査の結果、大部分が畜舎の敷地になっており、農地として耕作できる状況ではありませんでしたので、面談で話をして今回の1筆のみの申請となっています。

[]は、教員をされており、併せて農業体験イベント等を実施されてあるようで、それをきっかけとして、農業をなりわいとしていきたいと思われたそうです。現在も学生と一緒に糸島市内で小さな農地を借りて耕作されています。

申請地は、荒廃しています。学生たちと少しずつ再生し、作付していきたいとのことで、品目は季節ごとの野菜や、ハウスを作りたいとのことです。

調査部会としては、農業は大変ですが頑張ってください。農地規模を拡大したいときは、各地域に農業委員がいるので相談してほしいと声を掛けています。

以上です。

議長

以上、提案されました。それでは、1番から順番に報告をお願いいたします。

まず、1番、原田委員、よろしく申し上げます。

農業委員

議案第147号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受

付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 それでは、2番を古家委員、よろしく申し上げます。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 次、申し上げます。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 ありがとうございます。それでは、4番については、私が報告いたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 一般売買なんですけれども、この[]があちこちを買ってありますので、ちょっと本人と会って、本当に4畝くらいのを作られるんですかということで聞きましたけれども、かんきつ類を植えて作りますということで、そうですかということで、判を押しております。

以上です。

続きまして、番号5番を宗敏郎委員、申し上げます。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、番号6番を荻原委員申し上げます。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、7番を宗敏郎委員、申し上げます。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

続きまして、8番を原田委員、お願いします。

農業委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

それでは、9番、10番、11番を宗孝幸委員、お願いします。

農業委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員

受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

それでは、12番を荻原委員、お願いします。

農業委員

受付番号12番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

続きまして、13番を藤嶋委員、お願いします。

農業委員

受付番号13番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員

親戚関係によります遺贈でございます。よろしく申し上げます。

農業委員

受付番号18番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員

新規就農となっておりますが、既に五、六年前から借り受けて耕作をしているということでした。

以上です。

議 長

以上、1番から18番まで報告がありました。事務局。

事務局

3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。議案書の2ページと3ページをお願いいたします。

6つの審査項目を判断材料としまして審査していただくこととなります。この6つの審査項目のうち、1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないことになっております。

全て今回は「いいえ」に該当していますので、書類上の判断では全ての申請について許可相当であると判断をしております。

この中で番号2番の案件につきまして、貸付地の関係について事務局のほうも聞き取りをしまして、2番の案件、 につきましては、果樹を中心に作付をされてあるということで、田んぼについてはすぐちょっと作り切らないということで貸付をしているということでの聞き取りを行っております。

それから、13番、ページ数にしましたら10ページになりますけども、こちら、譲受人の の貸付地につきましては、まあ借り受けてある方がネギの作付を行ってあるということで、その経営の集約に協力をするための貸付けを行っているということで聞き取りを行っております。

もう1件、18番。ページ数にしまして12ページになりますけれども、こちらは新規就農の案件なんですけど、面積的には1反9畝ということで、面積は広いのですが、田中委員からの説明にもありましたように五、六年前からもう既に借りられてあって、実際にこの農地の隣に宅地があるんですけども、そちらを譲受人、今回の の借家になってるということで、もう実際、現地はその借家の敷地を通らないといけないようなちょっと状況で、現地の確認も事務局で行っております。

で、以前から友人と自家消費の野菜を作っているということでの聞き取りも行っております。よって、今回の就農面談も省略をしております。

以上です。

議 長

ただいま、提案と報告がありました。何か質問、意見がありましたらお願いいたします。藤嶋委員。

農業委員 6番、藤嶋でございます。お聞きしたいのはですね、受付番号17番の
[REDACTED] ですか、部会長の話では、多品目ということでもあります。また、
内容的にはですね、ハーブとレタスを出すと書いてあります。

で、今回の場合は、3条の場合は400平米ばかりですけど、今後の予
定地ということがありますので、そこいらの経過なりですね、品目的な説
明があったらお願いしたいと思います。

農業委員 現地は畜舎でありまして、そこは今、コンクリ張られてる状態になって
います。できれば、また、農地を広げて、ただ、今すぐ購入して、何かし
ようという計画はできないと。

それで、何を、果樹もそれは一応、提案してたんでございますけども、
学生たちに何かいろんな経験をしてもらいたいというような状態ですね。
それから、何を作って、どれだけ販売してというような計画している状態
ではあります。

農業委員 このヒアリングの中で出ている経営予定農地っちゅうのは何ら関係ない
っちゅうことですか。

農業委員 いや、実現がすぐにはできない。耕作ができない、まず。今、現状はコ
ンクリ張ってある。畜舎のあとだから。資金があるなら、もうそういう条
件のいい農地を探したらどうですかと勧めております。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。東司委員。

農業委員 18番、東司です。受付番号の9、10、11番ですけども、譲受人が
長糸の方になっておりますが、長糸から耕作しに行かれるということ。

議 長 宗委員、そこいら分かりますか。

農業委員 どこですか。

議 長 9、10、11番。

農業委員 あっ、9番からですか、しよるのは。

議 長 質問聞いとってください。

農業委員 すみません。ああ、譲り受けの方ですか。
この方は私も全然知りません。はっきり言って。で、何年か前に農協から農業委員さんが宗さんということで、印鑑取りに来てよろしいですがってあったから市役所のほうに問いかけて、それで印鑑を押してくださいということだったので、押したときのその時だけです。
お久しぶりですって、まだあの、農地の所有者の名前で譲受候補者名は、そのゴルフ場で働いていたのかははっきり私は知りませんが、農業をしちやるということで、そういうことで印鑑を押しました。1回目は。
で、2回目はまた同じよう印鑑を押しました。で、追跡調査自体はまだしてないんですけど、やっぱりせないかんとですかね。その[]に対して。

議長 それは、そののはっきりそのしょうっていうのが分かれば大丈夫なんですけど。事務局。

事務局 補足させていただきます。譲受人の[]につきましては、野北の志摩シーサイドのほうに今、お勤めを、まあ以前からされてありまして、その近くに、もう既に耕作地が、既に桜井、野北辺りにかなり多く作ってあります。もう5反前後ぐらいはもう作ってある状況にはなってます。
で、実際のそのどういった作目を作られてあるかまでは、ちょっとこちらのほうでは把握してませんが、もう以前からもう桜井、野北地区のほうでの耕作地はあるという状況になっています。

議長 中原委員。

農業委員 中原ですけども、この9、10、11についてですけど、二、三年前に桜井の案件が出たと思うんです。で、かなり問題があるようで、最近はこちらで現地のほうに行っていないんですけども、本当に作付してあるかっていうのを確認してから判断したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

議長 原田委員、追加で。

農業委員 今言われたようにですね、大体、調査部会、2回目行ってますもんね。で、作付はされてなくて、今現在もされていません。イモか何かを作るといってごさいましたけども、なさっていません。

議長 あそこの、あの大口のあそこんところのあれですか。

農業委員 そうですね。

農業委員 あれはハウスじゃないよ。

議 長 ほんなら、野北のこれはちょっと離れとるばってんが、そこいら大体、何ぼするって言うたの。

農業委員 一応ですね、聞いた話ではその、農業をするということで、ゴルフ場のほうで土地を買うという条件だったので、ああ、それやったらこの前も印鑑押しとるけん、また今度も押さないかんやった、まあ押さないかんってことはないばってんがまた知った人やったけんですね。まあ現地確認ちゃんと、現地確認してちゃんとあの、印鑑押せばよかったものの、もう朝早くに印鑑くださいって言んしゃったんですね、本当この人、農業しちやる言ったときに私、何か、野菜の種作って……。

議 長 野北のほうではそういうふう野菜のほうば、作ってあるんですか。

農業委員 現地はですね、まだ見に行ったことはないとです。

議 長 ああ、そうですか。

農業委員 だから、ちょっと今日、今日の案件見た結果を皆さん、質問されるんやったら、現地確認してからやっぱり印鑑押さないかんやったっちゃねって、ちょっと今、つくづく思いました。

議 長 そのやっぱこう何かいな。自分でこう分かつとうところなら、その後、行かんでっちゃよかったいね。

農業委員 自分はですね、ゴルフ場に、たまに水くみとか通るけど、その人と一遍会ってしゃべっとけばよかったとばってん、そのしゃべったこともないし、どうやってやってあるか知らんでですね。

議 長 座ってよかばってんが。うん。いや、それでやっぱりその自分で分からん土地が出たなら、やっぱ一応、見て、確認して、こんな状況ですけれども大丈夫ですかとか。

農業委員 でも、譲渡人は、こっちは全部把握はしとるとです。

議 長 うんうん。

農業委員 で、譲り受けさんが農地持ってるという話だったので、どこで何を作っ
とんしゃんかは知らんとです。で、譲渡人のほうの畑とか荒らしてから持
とんしゃあとは、確認はずっとしとるとです。

議 長 それは荒れとうとね。

農業委員 荒れ地です。荒れ地をもう。

議 長 荒れ地ね。

農業委員 はい。

議 長 ほんならやっぱり、それ荒れとうとなら、今からどんなその経営って
いうか、どういうふうな作型じゃないけれども、営農、営農のあれはやは
りちゃんと聞いとかんと。
やっぱりそういった、もう藪野というか、荒れ地ならやっぱそこいらや
っぱ十分こう聞いて、本当にしなるかどうかというのもちゃんとあれし
といて、何を作られるかとかね。そういったところはちゃんと……。

農業委員 本当のところ、行って、なかなか、そこまでたどり着かんやったです。
で、またその、ゴルフ場の周りにまだ結構、畑作ってある方がおられるん
です。で、また、柵でこうゴルフ場の人がいちやるとき、また、そのとき
またいんしゃるときはちょっと、ちゃんと何を作るんですかとは声掛け
て。

議 長 うん。まあその前にこう、印鑑ば押したっていうところはちゃんと作り
ようしゃんの。

農業委員 最初のところは、もうあの、農業委員になったぐらい、1年目に来んし
やったとです。で、あの、印鑑を押すかっちゅうと、その、分からんやっ
たけんですね。市役所に問い立てたら、ああ、もう押しとってよろしいで
すよって聞いたけんですね、で、印鑑を押したとです。

議 長 それは見に行ったと。

農業委員 いや、行ってないです。

議 長 行ってないの。

農業委員 はい。もう譲渡人のおうちは、その野菜作りよる方でもう高齢でね、管理するとの大変でゴルフ場のほうに売買したわけです。

議 長 あっ、ゴルフ場のほうに売買したわけ。

農業委員 はい。

議 長 したというわけ。

農業委員 はい。

議 長 ああ、そう。はいはい。あっ、これが3年前もそうね。

農業委員 これで市役所のほうでまたあるときは、宗さんのほうに印鑑もらいに行ってくださいって言うてきんしゃったけんです。3年前。

議 長 それは5条か何かの印鑑。あの、5条は要らんか。

農業委員 それは要らんです。3条のだけ。3条のときだけ。3条のとき。

議 長 うん。やっぱ3条……。

農業委員 そうです。あの、農業……3条だと。

議 長 うん。そう。そしてもうすぐゴルフ場に行っとうわけ。うん。3条。ゴルフ場に売られんごとあるよ。

農業委員 やはりその、農地を売った人が3年前です。で、何か法律的にちょっとややこしいことがあるかどうか知らんばってんけど、ゴルフ場自体が買われて、その農業しよんしゃるということで、購入されたという話は聞いております。

議 長 うんうんうん。その人ばってん。いや、そういった人っていうのは、そしたら、ちょっと買うたとなら、3条で買うたとなら、しよんしゃんかどうかっていうのは、やっぱりちょっと要注意人物ということやけん、やっぱ見に行つて。

農業委員 市役所に行ったら、ああ、印鑑押しとっていいですよって聞いたけんですね、もう安心して印鑑押した。

議長 はい。

農業委員 11番、中原ですけども。同じ案件ですけども、調査部会の中で1回呼び出しましたよね。

農業委員 3年ぐらい前に。

農業委員 3年前。

農業委員 うん。

農業委員 行ったんです。

農業委員 やったんやけど。

農業委員 本人がそれ……。

農業委員 じゃないかと思うんですよね。

農業委員 うん。呼び出した。呼び出した。

農業委員 呼び出したですね。

農業委員 そして、その結果で、実質的にきちんとその、作付しなさいっていうふうになった。そこで話をしたと思うんですけども、それでもなっていないというわけですよ。その原田委員が言われているのは。
だから、全然、そういうふうに作付するようなあれは全くないんじゃないかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

議長 はい。職務代理。

職務代理者 2番、井上です。この案件は、ちょっと2年目の方は御存じないかもしれませんが、志摩シーサイドというゴルフ場がありまして、これとキャンプ場ですね、キャンプ場を広げるときに志摩シーサイドでは農地を買えないから、従業員の■■■■が農家ですので、この人の名前で農地を買っ

とうわけです。

あそこ5反あるんですね。結構かなり。それは全然もう耕作せずに、まあどっちかと言ったら、キャンプ場にするような目的で入手して、周辺の川とか何かをね、潰したごとにしてから、現地も再三、見に行きまして、呼び出しもして、作ってくださいよということを再三言ったわけなんです、原田委員が確認してもまあ全然耕作はしてないということでしたし、ちょっと宗委員に聞きたいんですよ。この3件はゴルフ場の周辺か、全然離れたところですか。

農業委員 全然違います。ゴルフ場の駐車場の近辺です。順番に、昔、その、志摩シーサイドカントリークラブも27ホールという話をしよったです。10年ぐらい前。で、こう広げようとしようかという話は聞いてとったとぼってん、何かそのバブルのはじけて、それから全然こう、そういうちゃんとしとんしゃんばってん、このぐらいなつてまた、農家さんの高齢化ということで、管理ができませんということで、ゴルフ場のほうにその売買してある方がここ3年で4件ぐらい一般売買で売ってあります。

農業委員 それは山林じゃないの。

農業委員 うん。

農業委員 山林じゃない。

農業委員 いや、山林じゃないです。あの、畑。畑、農家してる。

議 長 3条で買われんです。

農業委員 ゴルフ場しよる。██████名義で売買しとります。ごめんなさい。ゴルフの……。

議 長 それは押したって言いよう。

農業委員 はい。

農業委員 何年か前。

議 長 それをその何年か前にそれを押したっていう。そこの分を押したっていう……。

農業委員 何年か前に1筆だけちゅう話を1か所押しました。農地をです。でも、そこは荒らした。

議長 ■■■■■は荒らしてでね。

農業委員 病気で入院されて、農業ができなくなったけんです。たしか4年ぐらい前にその市役所のほうに伺ったら、印鑑押していいですよっていうことやったけんが押しました。

農業委員 これ3条で認めると。

議長 原田委員、現時点であそこのところはまだその、全然何も耕作しとらんと。

農業委員 そうですね。しとらんですよね。

議長 しとらんとに許可とは言ったらやっぱり……。はい。

事務局 宗委員が言われたその最初の、数年前の3条については■■■■■が最初に野北とか桜井の権利を取得されていたところで、その時点では耕作計画が立ってれば、やっば許可せざるを得なかったっていう。

で、今回は、そういう前回の取得地があって、その取得地が耕作されていないという実態があるので、審査項目で言うと一番左ですね、全てを効率的に利用するとは認められないと、これが「はい」になってきます。

ということで、確認もですね。取得した農地を耕作してない。まあその状態でまた新たに3条申請を出されてきた分があって、全て耕作を認めるまでは許可出しませんよということで、まあ今回で言えば、この分は否決しても構わない。許可基準満たしてないので、この今回の申請については不許可という話でもいいのかなと。

まあ農業委員さんが印鑑を押すっていうのは、許可を約束する印鑑じゃないからですね、状況を確認しましたっていう印鑑なので、そこは委員さんの責任はないので、そこはあんまり気にされなくていい。

農業委員 2年ぐらい前にも、その私、農業委員も何もしてないときに、ゴルフ場の倉庫の方からどンドン買うて来んしゃったです。それから、私、3年目にして印鑑を押した経歴があるんですけど、数年前もそういうふうで、ゴルフ場に農地を売買しとった。

議長 だから、ゴルフ場に農地の売買ってね。

農業委員 ああ、■■■■。多分、■■■■と思いますけどね。だって、ゴルフ場は買われんとは分かっとるけん、その■■■■名義の名前で購入したやつは何年か前も。

議長 宗委員が言っているのは、その昔のことであって、まあ現在、現在ですね、大口のほうっていいですか、あっちのほうは5反ぐらいあって、その耕作は全然できていないと。農地対策でも呼び出しして、作ってくださいよということ言ってますけれども、いまだにまだ何も作っていないということです、皆さんの意見はどうでしょうか。意見をお願いします。中原委員。

農業委員 11番、中原ですけども。こういうのは耕作してない、今までも購入してから耕作してないということです、許可する必要はないと思います。

議長 ほかに意見はありませんかね。だから、9番、10番、11番については、不許可という判断でいきたいなというふうには思います。

農業委員 一応、意見でまたよろしいですか。

議長 12番、宗君。

農業委員 どうもすみません。あの、ちょっと売買になったけん、ちょっと私もよく知らんとですけど、もしお金とか払っとんっしゃった場合はどうなるんですか。

農業委員 まだ許可取っとらんめいもん。

議長 駄目です。

議長 ああ。

農業委員 まだ許可が出てない。

農業委員 許可が出とらんけん。

農業委員 手付ちょっと考えないかんね。

議 長 手付金とか登記のそんがんとは知らんばってんが、そらまあその通る見込みのありゃあよかよ。うん。通る見込みでつぶっときゃよかばってん、本当は駄目です。

農業委員 そしたら、私らがその地権者の人と■■■■■にそれば言うとかにゃ駄目ですか。こうして認められんやっという話。

議 長 いやいや、そこはみんなまだ、その、まだ決議しとらんけん、そら事務局から言うけん。

農業委員 一応、その地権者のほうもね、売れる算段なもんで。

事務局 今回の売買は仲介として、その行政書士の方が入られてます。で、そういった場合、農地に絡む場合は、売買契約の成立条件として、農地法第3条許可を要すると。転用やったら、農地法5条の許可を要するっていうのが、大体附帯条件に入ってます。

許可がなされない場合は、売買契約自体が無効になりますっていう契約をされるのが通常です。恐らく、今回、行政書士が入られてるので、そこは間違いなくされてると。渡し人のほうは、これでお金が入ってくると思われてるかもしれないですけど、契約条件の中に農地法の許可っていうのが、絶対条件に入るはずなので、そこは。

説明されてもいいですけど、多分、事務局のほうから許可にならなかったっていう通知を出すだけなんですね、そこはもう、農業委員さんはわざわざ言われる必要もないし。

農業委員 ああ、そうですか。じゃあ、それを……。

事務局 それは言ってもらって構わないですけど。

農業委員 言っとこうかなと。

事務局 はい。

農業委員 事務局から手紙が行って、そればなしてなってなったらそのとき言やあよかとけ、あなたがその言いに行かんでもよかよ。

農業委員 ああ、そうですか。いやちょっと、親しいっちゃ、ほんの近所やけんですうね……。

議 長 こればかりはね、その判を押したけんいうてから、許可と思わっしやったら困るし、やっぱり総会で決まった分を買主のほうがちよっと問題があるということで否決になったということで。言うならね。そんなふうにあれ。

 まだ、あれ賛否は、まだ採決しとらんけん分からんぼってんが。

農業委員 いや、1件だけやあやあ言んしゃる人のおるとですよ。

農業委員 あの人はあくまでも確認申請やけんあれただの紙やん。まあ心配せんでもいいよ。

農業委員 ああ、そうですか。分かりました。

議 長 それでは、9番、10番、11番については、採決はいいですかね。

 それでは、9番、10番、11番については、不許可と思われる方の挙手を。

農業委員 不許可ですか。

議 長 不許可。不です。

 (全員挙手)

議 長 全員です。

 それでは、9番、10番、11番除いて、先にほかに質問、意見。中原委員。

農業委員 私ばかりで申し訳ないですけど、11番、中原ですけど、2番と3番ですね、先ほどの事務局の説明の中で、これはあの、貸付地については、果樹を中心に作付しているので田んぼを貸しつけていくようにしてるということでしたけども買われる田んぼですけど、どういうことでしょうか。

 また、距離もかなり遠いので、ちよっと本当に自分でやられるのかと…

 …。
 あとあの、6番の方も東入部からすぐじゃなくて山を越えてきたらすぐかもしれないけども、自分でされるのかというのをちよっと確認したいと思います。

議 長 それでは、まず、2番、3番について、古家委員、分かる範囲でお願いします。

農業委員

8番、古家です。あの、今回その、売買になってますけど、以前、おばさんからこの[]が、もうおばさんじゃどうしようもない、その体は動くんですが、まあ農業しきんしゃれんけん、管理を目的として、おいに譲るような形なんです。売買。

それで本人さんは、二丈のほうで、今、共済組合に勤めてあって、で、両親は貸しつけしてあって、それ名義人の人たちと、こっちの名簿、新規就農と思うとったんですけど、今、見たら本人名義みたいな感じだったですね。

本人がこっちに来て、果樹とかするようなこと言ってますけど、実際、中央ルートにかかっているもので、実際、ここ3年くらい作付ができない状況になるんです。工事に入ったらね。もう工事に入るんですね。だから、その後の管理をそのどうするかって言ったら、もうこのおばさんにはもう結構な年になってあるから、この[]しか管理ができないと。それをこの二、三年後に自分で耕作するか、しないかそれはちょっと分からないですね。実際そのときにならんと。

でも、管理はきちっとしますね。本人は一応、作付はするとは言ってます。その確認はとってます。実際するかどうかはちょっと3年後に出来るかちょっと分からないですけど。どういう状況なのかは全く分からんからですね。それでいいですか。それぐらいですね。

議長

丸山委員。

副会長

すみません。3番丸山です。私もちょっとその2番と3番について聞いたんですけども、この全体的にそうなんですけど、作付の、あの、買われてる面積がちょっと今回少ないというか、結構少ないところが多いんですけども、この2番と3、続けてですけど、結局、潤4丁目のほうは139平米で、そこをそのまま譲られたといってもおかしいけど、そこら辺の二丈から管理してするって言われても、そこら辺辺りが作られるまでの間がはっきりしないということなんです、そしたら。

農業委員

いえいえ。潤の百三十何平米も中央ルート沿いなんです。でも、そこはまあちょっと果樹か何かを植える。果樹ぐらいしか植えられないんですね。

農業委員

うん。そうですね。

農業委員

何かその、実際、転用しても市街化区域なんでね。転用すればいいだけの話なんで。今度の田んぼとして使いたいということで一応、本人の希望

はそうなんです。そこに、まあ果樹は何か私は分かりませんです。はい。そういうことを言っております。

農業委員 作るとは言っておりますね。

農業委員 作って。はい。転用すればもう簡単なことなただけ、まあお家の事情が何かいろいろあると思うんです、多分。それで売買契約なって……売買っていう風に言っておいた……。

議長 ほかによろしいでしょうか。
そして、6番か。いいですか。

農業委員 5番、5番。5番です。5番。

議長 5番。

農業委員 5番が東入部の。

議長 宗委員。

農業委員 17番、宗です。ちょっと記憶がうろ覚えなので、事務局に確認したいんですけど、この5筆について、昨年に何かありましたかね、なかったですか。

議長 事務局。

事務局 この末永の5筆につきましては、昨年、この[]は、新規就農で入られてあります。

農業委員 ですね。あつ、分かりました。

事務局 で、現場のほうにも行きました。以上です。

農業委員 それで、それが[]が作る意思がないといいますが、動かれてないので、売り渡しされた元の地権者の方の御親戚に当たる[]が購入される予定というふうにお聞きしています。

議長 元のあれに戻ったわけですね。

農業委員 そうですね。ていうこと、うろ覚えなんですけど、そういう書き方なんです。

議 長 そういうことです。いいですか。
ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。すみません。もう一度確認なんですけれども、ここに先ほど、内野会長から4番とかの説明がありましたけれども、新規就農で入られる、住所がちょっとこちらの広いところで、ちゃんと借家を借りて住んであるとか、そこら辺のところで、ちょっと心配なのは、遠くても通ってきてこられてるのか、今現在ちょっとそこら辺、確認を、聞きたいんですけれども、 はもう近くにいらっしゃるということですかね。

それから、ここの14番と16番ですね。それと、でも、18番は今聞きましたけど、17番と18番もあれですけど、ちゃんと近くで、住所がちょっと遠いのでね、きちっとそこら辺のところを確認されてきてるかどうか、それとも通ってこられるのか、ちょっともう1回、確認ちょっとお願いいたします。

議 長 事務局、その辺分かっつる。事務局。

事務局 事務局のほうで把握してる範囲ですけども、それと今、丸山委員が言われたのが、まず、14番からになりますかね。14番の につきましては、まあ地元の加茂委員からの話、説明にもありましたように、この農地の隣接地ですかね、も何か購入されてあるってことでしたので、そちらのほうとの兼ね合いで一緒に管理を通いでされてあるのかなというふうには思ってます。

それから、16番の譲受人、 につきましては、今回新規にはなりませんけども、こちらの分は、もうまあ説明もありましたように、深江のほうに何か事務所なのか、別宅ですかね、になるのか、おありということなので、そこからの通いだというふうには思っております。

それから、17番の、こちらも新規就農、 ですけども、住所、遠賀のほうになってますが、実際、面談をした中で、一部、糸島市富のほうに少し農地を借りて、口約束でしょうけども、借りてあるということで、通いで今現在、来られてあるということで、来年ぐらいにはこっちに越してきて、本格的に糸島市内でやりたいということでは言われてありました。

で、あとは18番の につきましては、この申請地の隣接地を、もう借家として借りられてありますので、まあ多分休みの日とかに、御友人の方と一緒に耕作もされてあるということを知っておりますので、まあ

管理としては。満吉のほうは、現場ちょっと見に行きましたけど、ちょっと草が生えるのはもう、暑いので、早いので、ちょっとタイミング的には草が生い茂ってる状況でありましたが、耕作されてあるというふうには考えております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長 加茂委員。

農業委員 9番、加茂です。補足をします。二丈吉井の件ですが、■■■■自体は、税関のお仕事をされてて、当面はこちらのほうには引越してこられる予定はなさそうです。隣の建物を買って、解体するとかの見積りは取ってあるんですが、農業をするにはこちらのほうに来れないということで、現在は■■■■のほうから、個人的に近隣の方にそこの畑自体を貸してあるそうです。

で、しばらくはその方が作られるかと思います。で、周りを全部住宅と川に囲まれてまして、これ以外に、ほかのところに影響するようなことはないんですが、私自身がまだ■■■■に実際にお会いしたことがないんです。売主のほうの■■■■のほうに来てくれるんですけども。

かなり高額な単価で売られてるものなので、今後、■■■■がなかなか来られないということなので、まあ当面は今の借主が耕作をされるということですが、将来的に農地対策委員会の中で現地調査をしてほしいなと思って、個人的には思っております。以上です。

議 長 まあそれじゃあいつときは、されないということなんですね。時々は来て、自分でされるんですか。

農業委員 今はまだすぐには来られないと思います。今、借りて作ってある方はもう、いろんな野菜作って、農地自体は荒れない状況にはなっております。

議 長 何かよく聞いたら、それは……。

農業委員 何で買うのかがよう分からんですけど。

議 長 うん。いや、それやったら、この。

農業委員 売り時が来れば、売りたいということじゃないですかね。

議 長 それやったら、3条で今、買う必要があるのかな。

農業委員 うん。不動産業者もあれだけ入っておって、本人も納得されとるみたい
なんで。それで、私も何も接点がないんで、言えなかったんですけど。売
主のことはちんぷんかんぷん……。

議 長 それはそうとして、やっぱり3条ですので、すぐに自分で日曜日なり、
休みの日は何かちょっとやっぱ、ねえ、草取りなり何なりしてくださいと
いうことをやっぱり伝えとってもらわんと、3条の許可ができないんじや
ないかなというふうには思いますけどね。

農業委員 市のほうには見えてあるんですか、本人は。申請のときに。

議 長 中原委員。

農業委員 中原ですけども、先ほど、さっきの野北の件と全く同じことじゃないで
しょうか。これもあれと、二丈吉井の件について。

議 長 まだされなかった……。

農業委員 まだ、今、今は……。

議 長 自分がするって言いました、今は……。3条ではできないんじゃないか
いなというあれはあるけど、ちょっとそこいらが、その申請してあって、
将来というか、こっちはすぐに作ってもらわないかんとぼってんが、まあ
そこいら言うてもろうて、すぐにしてもらおうというようなあれ。確約か何
か。
それか、その分はもうすぐ継続審議として、そこいらの確認をしてもら
わんと、すぐ、この3条っていうのはすぐに耕作しますよというふうなあ
れですので、今、将来作りますじゃ3条では通りませんよということをち
よっと伝えてもろうて、それでも、ああ、それじゃ作りますと言わっしや
れば、来月また上げてもらおうというふうにしてもらったどうかというふ
うには思いますけどね。

農業委員 それは市のほうから言ってもらえるんですか。市のほうから言うんです
か。

議 長 うん。それはもう事務局のほうから、その連絡先。

農業委員 いや、連絡先、私、[REDACTED]の全然知らないからですね。

議長 うん。まあそこいらはちょっと、それは自分の考えじゃけえ、みんなでちょっとあれしてもらわんと、ありますけどね。
何か見つけよったとですか。

事務局 いや、委任状がないので、これは譲り渡し、譲り受け、いずれかが来るので。で、ちょっと戻って受付簿を見てみないと、結局、どなたかの連絡先を聞いてるんで。はい。

議長 まあどっちみち、この14番については、やっぱそういうふうな聞き取りやったら、ちょっと3条では許可できない。すぐには許可できないんじゃないかなというふうには思います。事務局、その辺何かありますか。
まあ将来的には作るって言いようじゃつとばってんが。

事務局 大体、将来的というか、もう結局、権利を取得した後はすぐに耕作を行ってくださいっていうことになるので、そのときでいいんじゃないのかなという話にはなってますけどね。申請自体。

議長 そういうふうに私も思います。そういうふうでいいですかね。

農業委員 通ってくるとかならね、植えとったら、植えた野菜の管理とか。

議長 それでは、14番については、ちょっとまあ継続審議ということで、ちょっと事務局のほうからそういったあれを出していただいて。14番を継続審議というふうにしたいと思いますが、それでよろしい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員です。そういうことで、事務局、ちょっと相手のほうに。

事務局 はい。確認をします。

議長 確認をして、これ継続ということでお願いいたします。
ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。田中委員。

農業委員 2ページですが、先ほど言われた審査表ですが、受付番号1のこれは一

番左のことですが、はいの方に丸をしておいて良いということですかね。

事務局 9、10、11のことですか。

農業委員 あっ、ちょっとですね、確認します。あっ、1番じゃない。申し訳ないです。9、10、11です。はい。それは、はいに丸をしておくとということですね。

事務局 はい。お願いします。

農業委員 で、この審査表の「はい」と「いいえ」は、事務局のほうで対応してあるんですかね。

事務局 この審査表ということですかね。

農業委員 これは、チェックは。

事務局 一応もう、あの、うちが受付をして、書類を見た段階での審査表でつけておりますので。

農業委員 はい。分かりました。

議長 よろしいですかね。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。

9、10、11と14番を除いた1から18番までについて、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

それでは、9、10、11は、不許可ということと、14番については、継続審議ということでいきたいと思います。

1時間たちましたので、ちょっとここで休憩させていただきます。すみません。それでは、今、40分ですので、55分までお願いします。55分から議事に入りたいと思います。

(休 憩)

- 議 長 事務局。
- 事務局 議案書の14ページをお願いします。
議案第148号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いします。
- 議 長 それでは、第3調査部会で現地調査行っておりますので、提案と報告を
三坂部会長よりお願いいたします。
- 調査部会長 座ったまま失礼します。農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて、受付番号1。
- 【議案書に基づき読み上げて報告】
- 調査部会長 説明をする前に事務局から資料の間違いを訂正していただけますか。議
案書のページ数はちょっと分かりません。
- 事務局 ページ数が1番につきましては、18から22ページとなっておりますが、
22のところは23になりまして、1ページずつずれていく形になります
ので。
まず、1番が18ページから23ページ。それから、2番が24ページ
から29ページ。それから、3番が30ページから35ページ。それか
ら、4番が36ページから40ページとなります。
すみません。修正をお願いいたします。
- 調査部会長 それでは、別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いしま
す。申請地は、議案書の18ページの地図を参照ください。
農地区分は、西九州道の東の入り口から300メートル以内であるため
第3種農地です。調査部会としましては、戸建て住宅の建築であり、周辺
農地への影響もないため、許可相当であると判断しています。
続きまして、番号2番。
- 【議案書に基づき読み上げて報告】
- 調査部会長 別紙の現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。申請地

は、議案書の24ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、芥屋地区計画区域内における自己用住宅の建築であり、ほかに代替地もないため、許可相当であると判断しています。

次に、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

別紙の現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。申請地は、議案書の30ページの地図を参照ください。

農地区分は用途地域内の農地であるため、第3種農地となります。調査部会としましては、用途地域内における建売住宅の分譲であるため、立地基準は許可相当であると判断していますが、分筆されて、残る農地についての今後の利用方法等が不明であったため、調査部会としましては、内容確認を行うということとしています。詳細は後ほど、事務局より説明があります。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

それでは、別紙の現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。申請地は、議案書の36ページの地図と37ページの地図を参照ください。

農地区分は西九州道の前原インター入り口からおおむね300メートル以内となるため、第3種農地となります。調査部会としましては、西九州道前原インター周辺の企業誘致を目的とした産業団地区画の造成工事であり周辺農地に支障を及ぼすことはないと思われるため、許可相当と判断をしています。以上。

議長

続いては、事務局お願いします。

事務局

受付番号3番の深江の建売住宅の件で報告になります。

この報告と基準表の説明も併せてさせていただきます。3番の残地として、26平米残るように、現状あぜになってるんですけども、その部分について、調査部会での現地調査の際にも意見が出ておりましたので、聞き取りをさせていただきました。

分筆をして、細長い土地を、まあ農地を残そうとする理由は何かを尋ねましたところ、現状があぜとなっているので、そこを隣接農地との緩衝地

とするために分筆を行いましたということでした。

あとはその残地については、新たに農地の筆が1筆増えるという形になりますので、誰がどのような営農をそこでしようかとされているのかということをお尋ねしましたところ、現状のあぜは緩衝地として活用するためなので、現状のままあぜとして作付は行わないということの返答となりました。

一応、以上のような聞き取りを行いましたので報告させていただきます。

併せて基準表の説明をさせていただきますので、ページ数にしましたら、議案書の13ページになります。一般基準ですが、3番の案件については、まあちょっと先ほど、事務局の段階ではちょっと周辺農地への営農条件の支障の有無というところがちょっと引っかかっているんですが、そこにつきましては、まあちょっと後ほど皆さんで御審議をいただくところとしまして、その3番以外については、各項目適当、該当なしとなっておりますので、問題はないというふうに事務局上、判断しております。

次に、立地基準につきましては、議案書等にも記載しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長

ただいま、5条申請について説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。東司委員。

農業委員

18番、東司です。番号1番の件ですけども、農家住宅で[REDACTED]なんかで聞いておりますが、この譲受人との続柄と申しますか。そこところその、まあこれ農家じゃなくても、農家住宅ということで許可ができるんですか。

議 長

最後ばよかね。農家住宅を。

農業委員

農家住宅で、その譲受人が農家じゃなくてもこの農家住宅という事柄で申請できるんですかと。

議 長

事務局。

事務局

譲渡人と譲受人の関係性につきましては、親子というふうにお伺いしております。で、この譲受人の[REDACTED]につきましては、昨年11月の利用権だったと思いますが、農地の利用権の設定というのがなされておられて、1,000平米以上の耕作面積というのは確保されてあるというふうになっております。

以上です。

議長 よろしいですね。利用権設定で1反以上のあれがあったら農家としてみ
なすということですので、許可相当というふうになると、農家住宅として
認められるということです。

ほかに何か質問、意見ありましたら。濱地委員。

農業委員 16番、濱地です。受付番号3番の深江の件で、今までにこういうあぜ
だけ残して分筆するという事案はあったんですかね。

議長 事務局。

事務局 私が知り得る限りでは、こういったケースはございませんでした。で、
あくまでも推測として考えていることなんですけども、都市計画サイドの
話にはなってくるんですが、開発行為を行うに際して、都市計画課のほう
で、開発の指導規程というものを持っております。

その中で、今回は6戸分譲という形になっておりますので、その指導規
定の制限上、3戸以上の住宅分譲の場合は、この指導規程にかかりますよ
というふうに規定されておまして、まあその手続自体は3戸以上になり
ますので、されるわけですが、今回そのもとの分筆する前の面
積っていうのは、1,000平米を超えておったわけですね。

で、今回、1,000平米を切る形で分筆をされてあって、現状そのあ
ぜとして残しますということなんですけども。調査部会のとくにもちらっ
と話はしてたんですが、1,000平米超える超えないってところで、
開発の指導規程の制限上、内容が変わってくるということが後ほど調
べまして、分かりまして、結局その1,000平米を今回切る形にはなっ
てますので、開発に伴うセットバックというのは4メートルあればいいと
いうことなので、中心からの2メートルのセットバックということになる
んですけども、1,000平米を超える場合は、6メートル必要になって
きますので、中心からの3メートルにセットバック。

で、プラスして、1,000平米を超える開発行為が行われる場合は、
宅地分譲の場合は、一区画当たりの最低敷地の面積が165平米ないとい
けないというふうが開発の指導規程上うたわれております。で、今回の場
合は、まあちょっと悪意があるっていうふうには考えてはいけないんでし
ょうけども、そういったところをちょっともう、まあかわしていきたいとい
うふうなところで、見れなくもないっていうふうには事務局で考えておる
んですけども、まあ今回、まああくまでもうちは農地法上での判断を行っ
ていかないといけませんので、まあ先ほどの補足説明の中でもしましたよ
うにその周辺農地への支障、まあ今回、あぜも農地になりますので、そこ
は作付が必要ですよっていうふうなことも投げかけはしたんですけども、

もうあくまで緩衝地として残しますということでの回答でしたので、そこはまあ皆さんの意見をお伺いしながら判断をいただければと思っております。以上です。

議 長 ということで、あぜ自体を持つとしても、それは耕作できるわけがないですよ。たった1筆だけでどうやって耕作するんですかというふうなあれで、なんですけれども、皆様どう思われますでしょうか。意見をお伺いします。

農業委員 8番、古家です。この隣の現地の方が私、同級生で話すんですけど、昨日もちっと会って、で、その20何平米かあるばってんっていうから、おやじさんの代理でちっと行っとうけんですね、意味が分からない、その現地が残っとうとしか知らん、分からんと、当時の20何平米か。

でも、後々その問題なかったということは言っていました。でも、結局、誰が管理するかっていうのが、その名義人にはその名義の……管理を、その今、 に貸してあるんですかね、多分。うちがしよったら、また同じようにちっと……みたいな感じが。

議 長 濱地委員。

農業委員 主に、セットバックがするかせんかの問題やろうと思うんですね。そして、その残しの土地が1反以上ちゅうのはありますよね。で、さっき、もしそこが、開発になった場合、前は4メートル、先は6メートル、変な形になるんだなど心配しよったですね。その継続性つけないと、変な形になりやせんかなと。

ただ、セットバックしたくないために、わざわざ残すというのは困ると思うんですね。これでいいとかなとは思う。

議 長 まあそのセットバックとか云々じゃ、こっちのあのあれは農地法として、このあぜを残しても大丈夫なのか、どうすべきかということをお伺いしたい。中原委員。

農業委員 11番、中原です。これは31ページの地図に2158というのはここになるんですか。あぜのほうになるんですかね。

議 長 事務局。

事務局 2158番地の土地については、今、米が植わっています。
以上です。

議 長 そして、ここは■■■■が借りとう。

事務局 そうです。

議 長 借りとうと、所有。

事務局 借りてますね。

議 長 借りとうとね。まあどっちみち、このあぜを残した分は、■■■■が後々、管理というか。

農業委員 管理……ですね。

議 長 うん。するやろうなとは思うんですけど。

(発言する者あり)

議 長 職務代理。

職務代理者 2番、井上です。今、話にあった2158番の方と、この住宅会社との間で、2158番地の土地の所有者が、耕作者が、残してくれ、管理するのに残してくれというので、あぜが残る分なら問題ないと思うんですが、これが残ったら、多分、2158の耕作者並びに所有者が管理せないかん、先にせないかんということに、私、なると思うんですけどね。

 ですから、これ、話のできてるかどうかを確認しての採決にしたらどうやろうかと思えますけど。以上です。

議 長 緩衝地やけん、その土地を、2人が管理するっていうことも、まあ…

 …。

事務局 31ページを見ていただくと分かるんですけど、申請地があって、申請地の下側、L字型になってるとこ、地目、田って書いてあるんですけども、マルキョウの敷地ちょっと分かりにくい。北側は地目、田んぼで、耕作をされてる。で、しかも2159の2っていう細く残る■■■■ではない方が持たれる。所有者が違うということで、今回の開発に伴って、わざわざ耕作できないような形に残してる。ということはですね、13ページの審査表でいくと、8番の周辺農地等に係る営農条件への支障が出てきてると。

まあこういう細い形じゃなくて、正方形に近い形で、こう道に接した形で、野菜でも作れるような形で残ってればいいでしょうけど、まあそういう形を取られてるということは、ちょっと県のほうにもこの8番に該当しませんかという確認を取ってるんですけど、まあこういう切り方をされてるのであれば、営農条件に支障を来すでしょうということを言われてます。

かといって、この場で不許可相当の意見出すのは簡単なんですけど、このままじゃ不許可で出しますよってというのは、申請者の方知らない状態で、ここをじゃあどうするのかということなんですけど、この2159-2を、例えば、北側の方が買う、自分のあぜと一体的に管理すると、そういった話が出てくればいいんですけど、まあここだけ単独で今、存在してるので、取りあえず、じゃあ、このままで営農できるはずがない。景観植物植えるならまあどうにか許容範囲なのかなとも思うんですけど。

例えばその、公共事業で、道路の残地でこんなふうに残ってしまったと、こんな話は分かるんですけど、これは自らの開発行為で作りに出してるんで、わざわざ作り出してるんですね、こういった形で。となると、この8番は引っかかるというふうに見ていいのかなと思うんですけど、まあ申請者側に対しては、このまんまでは通らないですよというのをやっぱり伝えて、どうですかというのを見たほうがいいかな。不許可をこの場で出すよりかは。

だから、今後どういう営農を計画されるのか。で、その計画が満足できるようなものであれば許可相当になるでしょう。もうこの筆の切り方ではそもそもおかしいんじゃないかということになれば、例えば、分筆の形を変えてもらって、耕作できる形に変えてもらうとか。それかもう全体を転用してもらうとか。

全体になると、さっき仮のお話出ましたけど、開発面積が1,000平米以上になって、今回6区画やりますよね。6区画取れないです。165平米以上必要になるので、多分、4区画ぐらいしか取れない。しかも、セットバックも中心から3メートルで、思ったこの6区画というのは取れない、多分、業者側にとってそれが痛いだろうと。そういう状況です。

議 長

ありがとうございます。

事務局長が言ったことにまた質問等があったらお願いします。

こういうふうで耕作ができない状態ということで、それを知ってても、まあ緩衝地というか、そっちとして使うというふうになったら、まあまず是不許可というふうに出さなければしょうがないということになるかと思えます。

それで、私からといますか、あれなんですけれども、ここは一時継続審議ということにさせていただいて、この26平米をどうするのかというこ

とをこの所有者に聞いて、これこのままやったら、不許可で通りませんよということを通知していただいて、まあこれを隣の人に売るか、またはその造成地を大きくするというふうなことも含めて、地権者のほうに聞いて、来月に回したいなというふうには思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 じゃあそのように3番は不許可相当ということで事務局のほうからそういうことを伝えていただいて、継続審議としたいと思っております。よろしくをお願いします。

ほかに1、2、4番について質問、意見ありましたら。山北委員。

農業委員 14番、山北です。4番の開発公社が貸しつけて、産業団地の造成して売買という、売却ことで案件で上がってますけど、これの期間ってどのぐらいかかるっていうか。それとその期間中の、もしも途中で災害とか、そういうことへの対処とかは開発公社がするんでしょうか。

議長 事務局、その開発の時期。事務局。

事務局 造成工事につきましては、令和6年の10月頃、まあほかにも法令に関しての手續というのがありますので、令和6年の10月頃に竣工に向けて進みたいということで、令和7年の3月、結局は6年度中に全て区画の完売とかも目指していきたいということでの聞き取りの結果にはなっています。

工事途中の災害等の対策につきましては、もう十分その辺はもう開発公社のほうにも伝えはしますので、そこはもう周辺にまあ影響がないように工事中もきちっと管理をすることということは申し伝えたいと思っております。

議長 山北委員。

農業委員 今の並びとして、やますえの上辺りになるんですかね。どういったその産業団地を目指してあるか。

事務局 道路沿いにこう、高速道路沿いまでこう広がってところの奥側です。道路から行くと、東側に広がって。

農業委員 東側。どういったその産業団地を目指してあるかを……。

事務局 今入ってる業者が運送系と食品系です。で、ここの産業団地についてはそういった傾向のものを誘致されるんじゃないかなと。

議長 よろしいですか。ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようでしたら採決に移ります。

1番、2番、4番について許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書の41ページをお願いします。

議案第149号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」。この議案の提案につきましては、農業振興課のほうより行いますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、長らくお待たせをいたしました。農業振興課のほうよりお願いします。

農業振興課 農業振興課の古屋です。よろしくお願いいたします。

6月26日に糸島市農業振興地域整備促進協議会にて審議を行い、承認されました農振整備計画変更の除外2件及び編入2件について農業委員会の皆様に御意見をお伺いさせていただきます。

本日、別紙でお配りしております議案第149号別紙資料と記載された資料を御覧ください。案件に入る前に、農振除外の要件について、今年度から変更になった点について説明させていただきます。3ページに計画変更における検討事項についてと記載している分がありますが、ここに記載している各項目が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外のための要件となっております。

昨年度までは、除外の5要件として5つの要件について説明させていた

だいておりました。今年度、法改正があり、要件が1つ増え、6要件となっております。増えた要件というものが、この2つ目の項目、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすそれがないと認められることという点になります。

糸島市では現状、地域計画を策定した集落等はありませんので、まだ影響はありませんが、今後、地域計画を策定した区域内の土地を農用地等以外の用途に利用するための農振除外を行う際には、地域計画に定めた農業経営を営む人の利用集積に支障を及ぼさないことなどを検討していく必要があります。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。今回は除外の申出が2件です。1ページに所在地、現在の用途区分、面積などを整理番号順に記載しております。2ページは所有者、転用事業者などを掲載しております。整理番号1は空き番です。整理番号2は、二丈深江に事業所用駐車場整備を目的とした申出。整理番号3は、二丈深江に住宅の建設を目的とした申出になります。

ここで1点修正をさせていただきます。2ページの整理番号2の土地所有者の氏名について、XXXXXXXXXXと記載しておりますが、正しくはXXXXXXXXXXになります。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

整理番号2、3ページから二丈深江に事業所用駐車場を整備する計画です。隣接する観光バス会社が事業を拡大することに伴い、これまで観光バス会社と共用で駐車していたスペースには止めることができなくなることから、F2株式会社の従業員用の駐車スペースを新たに確保する必要があり、今回の申出となっております。

7ページ下段に航空写真を添付しております。赤枠の1734-1が今回の申出地となっております。その南西部分1732-2が転用事業者であるF2株式会社です。その北側1732-1をT・M観光バス株式会社に土地を貸して、F2株式会社の従業員用の車両も空いているスペースに置いていたとのことでしたが、この観光バス会社がバスを増大し、1732-1には空きスペースがなくなるため、この敷地に隣接していて、北側の道路に面した当該地を選択しているということです。

8ページ上段に農振土地利用計画図を添付しておりますが、西側の長辺部分が白地に接していると考えております。隣接する農地との境には、コンクリートブロックを設置し、敷地内には勾配をつけ、雨水は既存水路に放流する計画となっており、周辺農地への影響を少なくする計画となっております。

スタッフ用の駐車場、20台を確保するために必要な面積であると考えており、除外でやむを得ないものと考えております。

続きまして、整理番号3、9ページから二丈深江に地権者の孫家族が居住するための住宅建設を目的とした計画です。14ページに農振土地利用

計画図をつけておりますが、西側、南側は農振白地であり、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

また、当該農地の北側及び東側にはL型擁壁やコンクリートブロックを設置しており、土砂の流出を防ぐことができるようになっております。面積につきましても、293平米と過大なものではないと考えられ、また所有する土地から住宅を建設できる場所がほかにはないことから、除外でやむを得ないものと考えております。

続きまして、編入の申出が2件です。15ページに所在地、現在の用途区分、面積などを整理番号順に掲載しております。16ページは土地所有者、転用事業者などを掲載しております。

整理番号4は、二丈浜窪に、整理番号5は、東に、それぞれ県の補助事業を活用してビニールハウスを整備するため、農振農用地への編入を希望する申出になっております。

整理番号4から説明させていただきます。17ページからです。二丈浜窪、面積1,320平米、福岡県の園芸農業等総合対策事業を活用してブロッコリーの育苗ハウスの整備を希望しております。20ページに農振土地利用計画図をつけておりますが、赤枠部分が今回の申出地になります。南側の集団的な農振農用地から少し離れた場所となっておりますが、地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地であると市が認めた場合であれば、編入も可能であると県に確認しており、編入が妥当であると考えております。

続きまして、整理番号5、21ページです。東の922ほか2筆です。面積が合計946平米です。先ほどと同様、県の補助事業を活用して、既存のキャベツの育苗ハウスの長寿命化及びビニールハウスの新設を行うものです。24ページに農振土地利用計画図をつけておりますが、今回の申出地については、広がりがある農用地の一部であり、編入が妥当であると考えております。

以上、今回、申出のありました除外2件、編入2件、合計4件の概要説明になります。よろしく願いいたします。

議 長

以上、提案がありましたけれども、質疑を受けます。
何か質問、意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、意見なしという回答でよろしいですか。

議 長	それでは、次の議案に入ります。事務局。
事務局	<p>議案書の42ページをお願いいたします。</p> <p>議案150号「糸島市農用地利用集積計画の審議について（所有権移転）」となります。事務局より提案をさせていただきます。</p> <p>番号1。</p>
議 長	<p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>ただいま、集積計画について報告がありました。</p> <p>何か質問、意見ありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>集積計画につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員です。</p>
議 長	<p>全ての議案が終了しました。</p> <p>その他のほうに入ります。事務局。</p>
事務局	<p>その他の項で、報告事項等になりますが、議案書の1ページのその他の項目のこの順で報告させていただきます。</p> <p>まず、非農地調査の結果についての報告ですけれども、6月分になります。議案書の44ページから49ページになりますけれども、44ページのほうに一覧表を添付しております。1番から5番までであったわけですが、4番の志摩岐志の案件につきましては、もう竹とか木の進入もなく、竹チップ等が、以前も一度見に行った場所ではあったんですけれども、敷き詰められている状況で農地性があると判断をさせていただいておりますので、この部分については非認定としております。それ以外については、証明を発行可能ということでの判断としております。</p> <p>続いて、農政対策委員会報告の報告等するようになるかと思ったんですが、6月につきましては、農政対策委員会は行わずに広報委員会のみを行</p>

っておりますので、特段報告はございません。

それから、農地対策委員会B班の報告については、委員長のほうからの報告をお願いします。

議 長

荻原副委員長をお願いします。

副委員長

農地対策委員会の報告をいたします。6月19日に行いました農地対策委員会B班の関係なんですけど、今回の現地調査は新規就農者の方2名と井原の休憩所建設、ドライブインレストラン、本の農地改良工事の進捗状況を確認してまいりました。合計4件現状を確認しましたので報告したいと思います。

1番目の株式会社遊食ふぁーむ代表取締役の大野夏也さんですかね、報告します。

【議案書に基づき読み上げて報告】

副委員長

この方は今回令和5年の6月の利用権を結ばれた方でございます。ハウスを借りられて、ミニトマト栽培をされるというふうな形です。そして、その横にもう1つレモンの木が植えてありましたので、このレモンのほうを管理されるのかというふうなことをお聞きしますと、レモンは■■■■のほう管理されると。だけん、ミニトマトだけを栽培したいというふうな形でございます。

営農面談を行ったところ、前の借り主が撤退されたためにそれを借り受けてミニトマト栽培をしていきたいというふうな形です。面積は1,000平米で、経営的もしくは経済的に大丈夫ですかと聞くと、現在、他の仕事をしているのでという回答で、5年後には経営面積を倍にして農業に力を入れていきたいというふうな形で面談をさせていただきました。

先で非常に頑張っていたきたいというふうな形で激励をしております。

続きまして、2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

副委員長

この方は今回、令和5年6月でまた利用権取られて、スイレンの栽培をしたいというふうな形で計画をされております。栽培方法が土地を使わなくて、たらいに水を張ってスイレン栽培というふうな形を計画されておりますので、わざわざその農地でなくてもいいんじゃないかということもお聞きしましたが、今までは自宅のほうでたらいに水を張ってスイレンを植えたプランターによる栽培方法で管理し、販売してあったんですけど、

自宅で栽培では限界があるので、今回、農地を借り受けて事業を拡大していきたいというふうなことを考えております。

■は、前の仕事を辞めて、今まで趣味的なスイレンを栽培してあったんですけど、まあ九州農政局や県庁などにも農業としてできるかどうかとか、確認を取りながら取り組んでおられます。

まあスイレン栽培で経営が成り立っているところが全国的に少ないというふうな形ですので、まあ今後、経営に力を入れて、頑張っていたきたいというふうに激励をしております。

続きまして、3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

副委員長

これは令和4年7月25日の休憩所、ドライブインレストランというふうな形で許可を受けておられました。造成工事は完了し、土地計画法に基づく分の完了検査は終了しております。

この関係については、沿道サービスというふうな形で都市計画法上で認められたというふうな形になっております。ただし、現場のほうをみますと、中古車の展示場というふうな形で今、車がずっと並べておられましたので、当初の計画どおりにドライブインレストランのほうでお願いしていただきたいというふうに指導されておったと思いますが、現在のところその本人のほうで、予算的な分がなく、現在、駐車場のほうでちょっと利用したいと。そして、将来的に、実際的には、レストランのほうでいきたいというふうな形を言っておられますが、許可条件がドライブインレストランというふうな形でありますので、これについては、県と今、協議されているというふうな形です。

取り消しを決めたところで検討というふうな形だろうと思います。

続きまして、4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

副委員長

これは令和2年10月7日から令和5年10月6日までの工期で農地法第5条申請の許可で農地の一時転用とされたものです。今回、工期が迫っているため、現状確認に行きました。令和5年2月にも調査部会等で行った経緯がございます。今回2回目です。で、現地調査を行ってあります。

現地を確認したところ、当初計画どおりに土壌が完了されておらず、当初計画どおりには完了できないと思われます。この件に際しましては、工期の延長は認めませんので、現場を含めて10月が工期終了のため、現状で完了検査を受けられるよう仕上げをいただき、完了届を提出し、完了検査を受けてもらうということになっております。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

今、報告ありました3番の井原の件について補足ですけれども、まあ事務局のほうと先方の代理人の方とでやり取りがありまして、まあ向こうのほうもまあ、御本人も含めて連絡をしてこられたり、窓口来られたり、あったんですけど、今、現状、もう指導をもう直接入れまして展示してあった車全て撤去させております。

で、先方が言われるには、資金難がちょっとあって、先にちょっと進められんというふうな話もされたんですけど、その規模縮小して、先には進めていきたいというふうなことは言うておりましたので、まあ一応、車自体も全て撤去させましたので、少し様子を見ていこうかなというふうには思っております。

あと、地目変更の申請を法務局に上げてありましたけども、法務局のほうからも先日、昨日だったと思いますけど、連絡がありまして、申請の取り下げがなされましたということでの報告がっておりますので、皆さんのほうにも周知させていただきます。

以上です。

議 長

それでは、農地対策委員会の報告が終わりました。事務局。

事務局

それから、農業経営改善計画の認定者一覧ということで、6月分、58ページに一応、最終ページにあるんですが、この中で2番の[REDACTED]につきましては、先月、認定農業者の認定ということで、審議いただいた部分になりますので、この方の分については今回上げなくてもよかったということで、農業振興課のほうが言うておりましたので、ちょっと報告させていただきます。

それから、今後の予定につきましては、1ページ目に載せておりますが、18回の総会、来月8月10日の1時半から。今回は、市役所の本館の新館の1号会議室となっております。

続きまして、第1調査部会が8月2日水曜日10時から。まあちょっと時間辺りはまた変更になるかもしれませんので、ファクス等でお知らせしたいと思っております。

農政対策委員会につきましては、今月、7月と8月はありません。ですので、次は9月ということで、9月14日の木曜日の1時半からの予定としております。農地対策委員会、続いてはA班になりますが、7月21日の金曜日1時半からを予定しております。

それから、非農地調査につきましては、7月28日の金曜日の1時半か

らしております。

最後、視察研修ですけれども、今月7月27日木曜日、皆さんに日程、行程はお渡ししてたかと思いますが、交流プラザ志摩館の駐車場、こちらに8時45分までには御集合いただきまして、9時には出発できるようにお願いできればと思っております。昼食代として、ちょっと言い忘れておったんですけれども、当日1,500円徴収させていただきますのでよろしくお願いたします。

当日の随行につきましては、田原主幹と鬼塚、2名随行させていただきますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議 長 これで全部終わりましたか。奥委員。

農業委員 13番、奥です。春日の、あのクローバーの……、あの研修は中止になったんですか。

(発言する者あり)

事務局 7月26日ですかね。クローバープラザの研修、シンポジウムはそのまま以前お知らせしていたとおりです。

議 長 ほかには何かありませんでしょうか。

農業委員 いいですか。その視察研修、7月27日にありますけれども、推進委員さんたちの出席っていうの、確認は、ちゃんと。

事務局 してます。はい。出欠報告はいただいておりますので。

農業委員 誰が責任持って、ちょっと出欠の確認とかしてください。後で一緒に行くとき、ここに集まったときに。

事務局 あつ、当日。

農業委員 当日は。ちゃんと事務局のほうであれするんですかね。連絡とか何かを……。

議 長 当日はもう各自でね、電車で行く人もおりゃ、車で行く人もおる。

農業委員 違う違う、視察研修。

議 長 視察研修。

農業委員 いいですかね。すみません。
いきなりほら、視察研修って言うけど、何か内容っていうか、そこら辺がまたちょっとよく私たち、ほら、また連絡。ただ、向こうに行つて、食事してっていうあれで、スケジュールみたいなのは出してもらえないの。

事務局 スケジュールというか日程表。

農業委員 あっ、日程表。あのままね。さっきあの作ってもらった。

事務局 はい。

農業委員 あれが、あれだけですな。

事務局 あれどおりで一応いっています。その視察内容とかの詳細ってことですかね。

農業委員 ああ、はい。それが少しだけど、それはいいです、いいです。もうあれだけでいいなら。じゃあ、とにかく、あれ持ってそこに集合……。

事務局 一応、その27日の視察につきましては、午前中、八女の立花のほうに行くんですけど、一応、先方のほうと打ち合わせてる内容としては、まああんまりこう、机上で話を聞いてもあれなので、もう現場のほう実際に見てもらって、事業の説明であるとかそういったのをお聞かせいただきたいということでの話はしております。
で、まあ事前に質問いただいている内容とかについてもその場で、まあ現場を一通り皆さんに見ていただきながら、説明なり、質問等がその場であれば、お答えしたいということで先方のほうとは打合せをしております。
で、あと、お昼からのオーレックについては、まあ実際に機械とかその辺を見ていただいたり、その辺の説明になろうかと思えますし、一応、技術開発の担当の方とかも同席されるということなので、こういうふうな機械とか、プログラムとか、そういったのがないだろうかとか、できないだろうかとか、そういうふうなこともいろいろ質問等いただければお答えしていきたいというふうなことも言われてありますので、その辺りも、まあそんなにこちらのほうも構えていなくてもいいのかなとは考えてる状況ですね。

以上です。

農業委員

服装はどんなもん……。現場とか行かれるに当たって……。

事務局

服装はもうクールビズで構いませんので。もう作業着までは着て行かなくてもいいかと思います。

議 長

クールビズで結構です。涼しかったらいかんばってん。
まだ、ジーンズは……視察研修やけんね。

農業委員

いいですか、視察について。それと、クローバープラザのほうのあの電車とか何か行かれる方の出席と、もしも、また電車とかの時刻表、もし、送られたら……。

議 長

その視察研修の、その今回の水害には何もなかったんですか。

農業委員

影響なかったの。

事務局

結構、向こうのほうは降っとるけん。後で、状況聞くて、対応のできる状況かどうかは、ちょっと聞いてみます。はい。

議 長

ちょっとやっぱ。うん。まあ道中は……。

事務局

多分、大丈夫やろうと思いますけど。現地に伺ってみせんと。

議 長

現地のどうなっとるか。

事務局

はい。

議 長

ちょっと後で。

事務局

はい。

議 長

ほかには何かありませんでしょうか。山北委員。

農業委員

その視察研修の話ですけど、持っていく物っていうか、お土産とか、乗り込むとき何か飲み物とかそういうのは用意しないでいいんですか。

議 長

お土産のほうは事務局のほうで用意します。そして、バスの中の飲み物

というものは、自分で用意してください。

農業委員 1, 500円は忘れんごと。

農業委員 終わった後、打ち上げ何かあるんですか。

議長 まあそれはですね、したほうがいいんじゃないかなと思いますけど。その幹事さんがどう言うか……。

農業委員 一応ですね、今日と同じような形で、視察は回そうかなと思っております。

農業委員 当日。

農業委員 バスで行くんやろうけん、バスで、バスの中で回覧する……。

議長 ほかに何か。

農業委員 地図のことですけど、ちょっと面倒臭かろうばってんですね、例えば、志摩井田原1400番地と書いてあるとするでしょうね。で、このところへ車も入れん、人も歩いていかれんごた感じのところですね、何か名前か何か入れられんっちゃろうかと思って。■■■■、■■■■とか、■■■■とか。そしたら……。

農業委員 所有者の。所有者の。

(発言する者あり)

議長 地番と名前まで書きよったら、全然分からんごとなる。

農業委員 いや、1週間歩いてですね、これ名前書いてよかねいう話はしてたのです。推進委員さんと。

農業委員 じゃあ地図な入れんほうがいいやん。

農業委員 文字ばかりなる。

農業委員 それ持っていかんのですか。

農業委員 持っていかん。自分の知っとして、1人でこう書いてしよるけん。
ただ、地図を見ていきようばってん、これはここに……。

農業委員 チェックは入れないの。

農業委員 そこはもう自分でチェックしようけん。

議 長 ほかには何かないでしょうか。

農業委員 あのちょっと、そのことですが、この前、農業新聞に、私は農地ナビ
あったたい。それが今、eマップですね、eマップになっとして、それ
見ましたら、前はあの丸印の印しか農地はついてなかったとやけど、eマ
ップになって、こんなんして開いてみたら、地番まで載っとうけんさ、探
しやすいと思うけんさ、もし、スマホでも取れるけんね、それで活用して
もらったらいけるんじゃないかと思います。参考までに言いました。

議 長 ほかに何か。

(質問、意見なし)

議 長 なかですか。閉会します。

事務局 それでは、閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長 本日も慎重審議ありがとうございました。
冒頭から言われてありますように、今から多分暑くなります。で、くれ
ぐれも熱中症に気をつけて、利用状況調査とかお仕事のほうに励んでくだ
さい。
これをもちまして、第17回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

令和5年7月13日

議長

- 1 番 内 野 敏 一
議事録署名人
- 8 番 古 家 春 利
- 13番 奥 功